

## 長野県公安委員会規程第2号

### 長野県暴力団排除条例施行規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号。以下「条例」という。）及び長野県暴力団排除条例施行規則（平成23年長野県公安委員会規則第5号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (説明又は資料の提出要求の手続)

第2条 条例第22条の規定による説明又は資料の提出の求めは、説明・資料提出要求書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の場合において、長野県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、同項の説明・資料提出要求書により当該口頭による説明の日時及び場所を指定するものとする。

3 条例第22条の規定により説明又は資料の提出を求められた者（以下「調査対象者」という。）は、公安委員会が口頭による説明を認めた場合を除き、説明・資料提出書（様式第2号）を提出するものとする。

4 公安委員会は、第1項又は第2項の規定による説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出書の提出期限又は口頭による説明の日時までには相当な期間をおくものとする。

5 公安委員会は、調査対象者又は第8条に規定する調査対象者が選任する代理人が正当な理由がなく提出期限までに説明・資料提出書の提出をしないとき、口頭による説明の日時に出席しないとき又は出席しても説明資料の提出をすることなく退場したときは、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

#### (口頭による説明の聴取)

第3条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による説明を認めたときは、警察本部長が指名する警察職員に当該説明を聴取させ、これを録取させるものとする。

2 前条第2項の規定により口頭による説明を認められた調査対象者は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書（様式第3号）により口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による説明の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を説明日時等決定通知書（様式第4号）により同項の申出をした調査対象者に通知するものとする。

#### (勧告の方法)

第4条 条例第23条に規定する勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

#### (公表の方法等)

第5条 条例第24条の規定による公表は、長野県報への登載又はインターネットの利用により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、条例第24条の規定により公安委員会が公表をしようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに公表の原因

となる事実その他公安委員会が必要と認める事項とする。

(意見を述べる機会の付与)

第6条 条例第24条の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会を付与された者（以下「当事者」という。）に対し、意見聴取通知書（様式第6号）により行うものとする。

2 前項の場合において、公安委員会は、口頭による意見を述べる機会を付与することが適当であると認めるときは、その旨並びに口頭による意見聴取の日時及び場所を、意見聴取通知書により通知するものとする。

3 公安委員会は、前項に規定する場合を除き、当事者に対し、申述書（様式第7号）の提出を求めるものとする。

4 当事者は、意見を述べるに当たり、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

5 公安委員会は、第1項又は第2項の規定により意見を述べる機会を付与するときは、申述書の提出期限又は口頭による意見聴取の日時までには相当な期間をおくものとする。

6 公安委員会は、当事者又は第8条に規定する当事者が選任する代理人が提出期限までに申述書の提出をしないとき、口頭による意見聴取の日時に出席しないとき又は出席しても意見を述べることなく退場したときは、意見を述べる機会を放棄したものとして取り扱うものとする。

(口頭による意見の聴取)

第7条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による意見を述べる機会を付与するときは、警察本部長が指名する警察職員に当該説明を聴取させ、これを録取させるものとする。

2 前条第2項の規定により口頭による意見を述べる機会を付与された者は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見聴取日時等変更申出書（様式第8号）により口頭による意見聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見聴取の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見聴取の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見聴取の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかに、その旨を意見聴取日時等決定通知書（様式第9号）により同項の申出をした当事者に通知するものとする。

(代理人の選任)

第8条 調査対象者又は当事者（以下「調査対象者等」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、調査対象者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

3 調査対象者等は、代理人の資格について、代理人選任届出書（様式第10号）を公安委員会に提出して証明するものとする。

4 調査対象者等は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（様式第11号）によりその旨を公安委員会に届け出るものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

(様式第1号) (第2条関係)

(表)

長公委発第 号 年 月 日		
説明・資料提出要求書		
殿		
長野県公安委員会 印		
長野県暴力団排除条例第22条の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。		
説明又は資料の提出を 求める理由		
説明又は資料の内容		
説明・資料提出書の 提出期限及び提出場所	提出期限	年 月 日まで
	提出場所	
備 考		
説明又は資料の提出に際しての留意事項は、裏面のとおりです。		

- (注) 1 口頭による説明を認める場合は、備考欄にその旨並びに出頭を求める日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

説明又は資料の提出に際しての留意事項

- 1 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、長野県暴力団排除条例第24条の規定により、公表することがあります。
- 2 説明又は資料の提出は、口頭による説明を認められた場合で資料の提出を行わないときを除き、長野県公安委員会に対し、説明・資料提出書を提出して行ってください。  
なお、説明・資料提出書には、あなたの住所、氏名、説明・資料提出要求書の番号及び日付並びに説明又は提出する資料の内容を記載してください。
- 3 長野県公安委員会が提出を求めた資料を保有していない場合は、その旨を説明・資料提出書の備考欄に記載し、これを提出してください。
- 4 正当な理由がなく提出期限の日までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明を認められた場合は指定された日時に出頭しないとき又は出頭したものの説明若しくは資料の提出をせずに退場したとき。）は、長野県公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 5 口頭による説明を認められた場合であって、あなたに病気その他のやむを得ない理由があるときは、長野県公安委員会に対し、説明日時等変更申出書により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 6 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任することができますので、代理人を選任するときは、説明・資料提出要求書の番号及び日付、代理人の住所、氏名及びあなたとの関係並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を長野県公安委員会に提出してください。
- 7 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明の日時に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。

(様式第2号) (第2条関係)

説明・資料提出書	
年 月 日	
長野県公安委員会 殿	
住 所	
氏 名	
④	
次のとおり提出します。	
説明・資料提出要求書 の番号及び日付	長公委発第 年 月 日 号
説明又は提出する 資料の内容	
備 考	

- (注) 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載して、これを添付してください。
- 2 資料の提出をする場合は、この提出書とともに、資料となるべき書類又は物件を提出してください。
- 3 長野県公安委員会から提出を求められた資料を保有していない場合は、備考欄にその旨を記載して提出してください。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

説明日時等変更申出書				
年 月 日				
長野県公安委員会 殿				
住 所				
氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>				
次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。				
説明・資料提出要求書の 番号及び日付		長公委発第 号 年 月 日		
申出事項・ 内容	<input type="checkbox"/> 日時	指定された日時	年 月 日 午 時 分から	
		希望する日時	①	年 月 日 午 時 分から
			②	年 月 日 午 時 分から
	③		年 月 日 午 時 分から	
<input type="checkbox"/> 場所	指定された場所			
	希望する場所			
申 出 の 理 由				

- (注) 1 申出事項については、該当する□内に✓印を付してください。
- 2 希望する日時欄の①から③までには、口頭による説明のできる日時を希望する順に記入してください。
- 3 申出の理由を証明する資料（医師の診断書等）があれば、添付してください。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

(様式第4号) (第3条関係)

長公委発第 号 年 月 日			
説明日時等決定通知書			
殿			
長野県公安委員会 印			
次のとおり通知します。			
説明・資料提出要求書の 番号及び日付	長公委発第 号 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 口頭による説明の日時又は場所の変更決定			
変更事項	<input type="checkbox"/> 日時	変更前	年 月 日 時 分から
		変更後	年 月 日 時 分から
	<input type="checkbox"/> 場所	変更前	
		変更後	
<input type="checkbox"/> 口頭による説明の日時又は場所の不変更決定			
説明の日時又は場所 を変更しない理由			

- (注) 1 該当する□内に✓印を付けること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(様式第5号) (第4条関係)

長公委発第      号 年 月 日	
勸 告 書	
殿	
長野県公安委員会      印	
長野県暴力団排除条例第23条の規定により、次のとおり勸告します。	
勸告の内容	
勸告の原因 となる事実	
この勸告を受けた者が正当な理由がなく当該勸告に従わなかったときは、長野県暴力団排除条例第24条の規定により、公表することがあります。	

- (注) 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。



(表)

長公委発第 号 年 月 日	
意見聴取通知書	
殿	
長野県公安委員会 印	
長野県暴力団排除条例第24条の規定により、次のとおり意見を述べる機会を付与しますので、通知します。	
予定される公表の原因となる事実	
公表の根拠となる条例の条項	長野県暴力団排除条例第24条
申述書の提出期限	年 月 日まで
申述書の提出場所	
備 考	
意見の聴取に際しての留意事項は、裏面のとおりです。	

- (注) 1 口頭による意見を述べる機会を付与する場合は、備考欄にその旨並びに出頭を求める日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

意見の聴取に際しての留意事項

1 意見の申述は、口頭による意見を述べる機会を付与されたときを除き、申述書を提出して行ってください。

なお、申述書には、あなたの住所、氏名、意見聴取通知書の番号及び日付並びに公表の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載してください。

2 意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

3 正当な理由がなく提出期限の日までに申述書の提出がないとき（口頭による意見を述べる機会を付与された場合は、指定された日時に出頭しないとき又は出頭したものの意見を述べずに退場したとき。）は、長野県公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。

4 口頭による意見を述べる機会が付与された場合であって、あなたに病気その他のやむを得ない理由があるときは、長野県公安委員会に対し、意見聴取日時等変更申出書により、口頭による意見聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

5 意見の聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任することができますので、代理人を選任するときは、意見聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所、氏名及びあなたとの関係並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を長野県公安委員会に提出してください。

6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見聴取の日時に出頭する場合は、この意見聴取通知書を持参してください。

(様式第7号) (第6条関係)

<p>申 述 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長野県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>次のとおり提出します。</p>	
<p>意見聴取通知書 の番号及び日付</p>	<p style="text-align: right;">長公委発第 号 年 月 日</p>
<p>公表の原因となる事実 その他当該事案の内容 についての意見</p>	
<p>備 考</p>	

- (注) 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付してください。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

意見聴取日時等変更申出書			
年 月 日			
長野県公安委員会 殿			
住 所			
氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>			
次のとおり申し出ます。			
意見聴取通知書 の番号及び日付	長公委発第 号 年 月 日		
申出事項・ 内容	<input type="checkbox"/> 日時	指定された日時	年 月 日 午 時 分から
	<input type="checkbox"/> 場所	希望する日時	① 年 月 日 午 時 分から ② 年 月 日 午 時 分から ③ 年 月 日 午 時 分から
		指定された場所	
		希望する場所	
変更申出の理由			

- (注) 1 申出事項については、該当する□内に✓印を付してください。
- 2 希望する日時欄の①から③までには、口頭による意見を述べるのできる日時を希望する順に記入してください。
- 3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付してください。
- 4 申出の理由を証明する資料（医師の診断書等）があれば、添付してください。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

長公委発第      号 年 月 日						
意見聴取日時等決定通知書						
殿						
長野県公安委員会      印						
次のとおり通知します。						
意見聴取通知書 の番号及び日付	長公委発第      号 年 月 日					
<input type="checkbox"/> 口頭による意見聴取の日時又は場所の変更決定						
変更事項	<input type="checkbox"/> 日時	変更前	年 月 日	時	分から	
		変更後	年 月 日	時	分から	
	<input type="checkbox"/> 場所	変更前				
		変更後				
<input type="checkbox"/> 口頭による意見聴取の日時又は場所の不変更決定						
意見聴取の日時又は 場所を変更しない理由						

- (注) 1 該当する□内に✓印を付すこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(様式第10号) (第8条関係)

代理人選任届出書	
年 月 日	
長野県公安委員会 殿	
住 所	
氏 名	
㊟	
私は、次の者を代理人として選任し、説明又は資料の提出 意見の聴取 に関する一切の 行為をすることを委任します。	
説明・資料提出要求書 又は意見聴取通知書 の番号及び日付	長公委発第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
調査対象者又は 当事者との関係	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

(様式第11号) (第8条関係)

<p>代理人資格喪失届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長野県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>私の代理人は、その資格を失ったので、届け出ます。</p>	
<p>説明・資料提出要求書 又は意見聴取通知書 の番号及び日付</p>	<p style="text-align: center;">長公委発第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>
<p>代理人の住所</p>	
<p>代理人の氏名</p>	
<p>備 考</p>	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。